# 「中川中央町内会館利用細則」

制定:2015年12月12日
改定:2016年07月09日
改定:2020年10月10日

（利用申請と許可）

第１条

１．町内会館の利用を希望する者は、初めての利用に際し１週間前までに所定の書式（書面またはWeb上の書式）により利用登録の申請を行い、運営委員会による審査を経るものとする。

２．利用登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに書面またはWeb上で、利用登録内容の変更を申し出るものとする。

３．運営委員会により許可を得た者は、利用の前々月同日より２日前までの間に所定の書式またはWeb上で利用の申請を行い、運営委員会による許可を得るものとする。

４．利用登録ならびに利用申込に虚偽の記載があった場合は、町内会館の利用許可を取り消し、以後の利用を認めない。

（利用者の範囲）

第２条

町内会館を利用できる者は以下のとおりとする。なお利用に当たっては利用責任者が当町内会の会員であること

１. 中川中央町内会の会員

２. 中川中央町内に居住している者

３. その他、会館運営委員会が認める者

（利用の目的）

第３条

利用目的は以下の範囲とする

１．町内会役員およびサポーターの会議、打ち合わせ、事務、行事

２．町内会の会議、打ち合わせ、事務、行事

３．町内会に関係する団体の会議、打ち合わせ、事務、行事

４．町内会が参加する外部団体との会議、打ち合わせ、事務

５．その他運営委員会が認めた団体の会議、打ち合わせ、事務、行事

注釈）第３条３は、ハマロードサポーター、公園愛護会、ｅ-プジェクトKITA等センター北エリアで町内会と連携して活動するボランティア団体を想定する

第３条４は、都筑区役所等の行政、近隣町内会、近隣エリアで活動するボランティア団体・センター北で開催されるイベントの実行委員会等を想定する。

（利用時間と料金）

第４条

町内会館の利用日と利用時間は以下のとおりとする。

１．利用時間：午前９時から午後９時

２．定休日：年末年始（１２月３０日～１月４日）

３．定休日および時間外の利用を希望する場合は、利用申込の際に申し出て運営委員会の許可を得るものとする。

第５条

１．利用時間の区分と利用料金は以下のとおりとする。

Ａ：０９：００～１２：００　　１，０００円

Ｂ：１２：００～１５：００　　１，０００円

Ｃ：１５：００～１８：００　　１，０００円

Ｄ：１８：００～２１：００　　１，０００円

※利用料金は、２０２０年１１月１日より、感染症対策強化のため改定済み

２．利用料金は、利用責任者（利用申込票に記載）が利用当日までに現金で支払うものとする。

（利用上の注意）

第６条

利用者は以下の点を遵守すること

１．火気は一切使用しないこと。（喫煙も一切禁止）

２．飲食はアルコールを含まない飲み物とお菓子程度とし、アルコールや飲食を行う場合は運営委員会の許可を得るものとする

３．利用時は、近隣に迷惑が掛からないよう、音、声、光に十分配慮すること。

４．利用終了後は以下の通り点検を行うこと。

①机と椅子を利用前の状態に戻すこと。

②清掃を行うこと。

③ゴミを持ち帰ること。

④床、キッチン、トイレの汚れを確認し現状復帰すること。

５．利用責任者は、町内会館利用チェック表に基づき、利用後に前項①～④およびその他必要な項目について最終点検を行うこと。

６．駐車場、駐輪場がないため、徒歩で来館のこと。

７．会館の鍵を紛失した場合は、鍵の取り換え費用も含めて、実費を負担すること。

（本規定の改廃）

第６条　本規定の改廃は、運営委員会で決定の上、役員会で承認するものとする。